

函館市の避難行動要支援者の支援について

1. 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者の範囲

災害時等に自分の力で避難することが困難であり、支援を必要とする次の方を避難行動要支援者としています。

- ①要介護度認定3～5の方
- ②身体障害者手帳1・2級の方
- ③療育手帳A判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ひとり暮らし高齢者緊急通報システムを設置している方
- ⑥障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者等および在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている方
- ⑦その他支援が必要と認められる方（高齢者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）

※在宅で生活されている方が対象となりますので、社会福祉施設入所や医療機関に長期入院されている方は対象外となります

対象の方には、支援を受けるため、**個人情報**を外部に提供することについて、**同意確認書などの書類**を送付いたします。

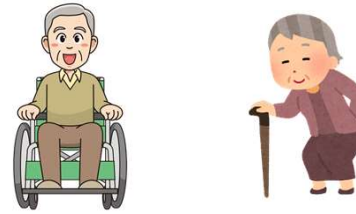
同意



避難行動要支援者名簿

本人(代理人)の同意があった方について、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には氏名、住所、年齢や支援を必要とする理由などが記載されます。

避難行動要支援者名簿
(個人情報提供同意者)



名簿の外部提供



名簿提供先 (避難支援等関係者)



地域の町会



警察

自主防災組織、民生委員など

日頃からの声かけや見守り、災害時等の安否確認や避難支援等に活用されます。

声かけや安否確認など



同意の有無に関わらず、災害時等には、生命または身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者へ提供することで、災害時等における避難の際に支援を受ける可能性が高まります。しかし、避難支援等関係者やその家族などの安全が前提のため、**支援をする方の可能な範囲で行っていただくものであり、支援を保証するものではありません。**（支援をする方に法的な責任や義務はありません）

～特殊詐欺にご注意ください！～

この手続きにあたって、函館市が口座番号や暗証番号、所得や資産、年金や保険のことなどを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求することはありません。

問合せ先 函館市総務部災害対策課 電話 0138-21-3648

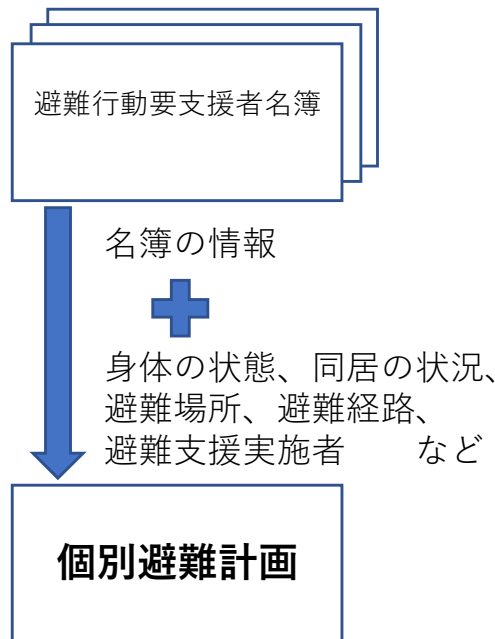
2. 個別避難計画の作成について

対象者

函館市の個別避難計画は、避難行動要支援者名簿にお名前が掲載されている方で、災害時等の避難に支援を必要とする方について作成します。名簿に掲載されている方には、作成について、同意確認書などの書類を送付いたします。

個別避難計画について

避難行動要支援者名簿に掲載された方で、作成に同意した方について、災害時等に「私が・誰と・どこへ・どうやって」避難するかを事前に決めておくものです。



個別避難計画の活用について

○作成した個別避難計画は、関係者へ提供し情報を共有します。

平常時

- ・要支援者本人
- ・避難支援等実施者（支援を実施する方）
- ・避難支援等関係者（町会や福祉事業者など〈同意した方のみ〉）
- ・市



同意の有無に関わらず、災害時等には、生命または身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、避難支援等関係者へ情報を提供します。

○あらかじめ支援者が決まっているので、災害時等の避難において支援を受けることができる可能性が高まります。

○平常時から、要支援者の細かい情報を支援者と共有することで、災害時に迅速で安全な支援を受けることが可能になります。

個別避難計画の作成方法

○要支援者本人および家族等で作成 ➡ 個別避難計画書に記入して提出してください。
※支援してくれる方がいない場合は、提出後に市が確保するよう努めます。

○要支援者本人および家族等で作成することが難しい方については、市が作成します。

- ・介護や障がいなどの福祉サービスを利用している方
➡ 市が委託した事業所の方が訪問して作成します。
- ・介護や障がいなどの福祉サービスを利用していない方など
➡ 市および関係者が訪問して作成します。

